

浜頓別ウインドファーム(仮称)設置計画
に係る計画段階環境配慮書についての
道民意見の概要と事業者の見解

令和 6 年 5 月

九電みらいエナジー株式会社

目 次

第1章 計画段階環境配慮書の告示、公表及び縦覧並びに説明会及び意見の把握

| | |
|------------------------|---|
| 1 計画段階環境配慮書の告示、公表及び縦覧 | |
| (1) 北海道の告示 | 1 |
| (2) 公表 | 1 |
| (3) 縦覧 | 1 |
| 2 計画段階環境配慮書についての説明会の開催 | |
| (1) 北海道の告示 | 3 |
| (2) お知らせ | 3 |
| (3) 開催日時、開催場所及び来場者数 | 3 |
| 3 計画段階環境配慮書についての意見の把握 | |
| (1) 意見書の提出期間 | 3 |
| (2) 意見書の提出方法 | 3 |
| (3) 意見書の提出状況 | 3 |

第2章 計画段階環境配慮書について提出された環境保全の見地からの 意見の概要とこれに対する事業者の見解

| | |
|-------------------------|----|
| 1 環境保全の見地からの意見（道民の意見） | 4 |
| 2 環境保全の見地からの意見（道民以外の意見） | 14 |

第1章 計画段階環境配慮書の告示、公表及び縦覧並びに説明会及び意見の把握

1 計画段階環境配慮書の告示、公表及び縦覧

当社は、「北海道環境影響評価条例（以下「条例」という。）」第3条の3第1項の規定に基づき、「浜頓別ウインドファーム（仮称）設置計画に係る計画段階環境配慮書」（以下「配慮書」という。）を作成し、条例第3条の4第1項の規定に基づき、配慮書、これを要約した書類（以下「要約書」という。）及び配慮書を記録した電磁的記録媒体を北海道知事に送付した。

これを受け、北海道知事が、条例第3条の5の規定に基づき、当社が配慮書を作成した旨及びその他の事項を告示され、告示の日から起算して30日間縦覧に供された。

当社は、配慮書の記載事項を周知させるため、配慮書及び要約書をインターネットの利用により公表するとともに、縦覧場所及び説明会において要約書の配布を行った。

(1) 北海道の告示

令和6年3月8日（金） 北海道告示第10407号

(2) 公表

① 当社のウェブサイトで公表

インターネットの利用により、当社ウェブサイトで公表した。 (別紙1参照)

公表期間は、意見書受付期間と同じ令和6年3月8日（金）から4月22日（月）までとし、その期間中は常時アクセス可能な状態とした。

また、自治体（北海道、浜頓別町及び枝幸町）のウェブサイトと当社ウェブサイトとをリンクすることにより、自治体のウェブサイトから配慮書及び要約書を閲覧可能とした。

要約書については、次の手続きである方法書手続きまでダウンロード及び印刷を可能とした。 (別紙2参照)

② 上記の公表に加え、関係町（浜頓別町及び枝幸町）の広報誌等に「お知らせ」を掲載した。 (別紙3参照)

(3) 縦覧

① 縦覧場所

自治体庁舎17箇所にて縦覧した。

- ・北海道環境生活部環境保全局環境政策課
- ・北海道空知総合振興局保健環境部環境生活課
- ・北海道石狩振興局保健環境部環境生活課
- ・北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課
- ・北海道胆振総合振興局保健環境部環境生活課
- ・北海道日高振興局保健環境部環境生活課
- ・北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課
- ・北海道檜山振興局保健環境部環境生活課
- ・北海道上川総合振興局保健環境部環境生活課

- ・北海道留萌振興局保健環境部環境生活課
- ・北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課
- ・北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課
- ・北海道十勝総合振興局保健環境部環境生活課
- ・北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課
- ・北海道根室振興局保健環境部環境生活課
- ・浜頓別町役場
- ・枝幸町役場

② 縦覧期間

令和6年3月8日（金）から4月8日（月）まで、自治体庁舎の開庁時間

③ 縦覧者数

縦覧者数：1名

（内訳）・浜頓別町役場：1名

なお、当社ウェブサイトへのアクセス数は169回であった

2 計画段階環境配慮書についての説明会の開催

北海道知事は、条例第3条の6第1項の規定に基づき、配慮書の記載事項を周知させるための説明会を開催され、条例第3条の6第2項の規定に基づき、配慮書の説明会の開催の日時、場所その他の事項を告示された。

(1) 北海道の告示

令和6年3月8日（金） 北海道告示第10408号

(2) お知らせ

① 当社のウェブサイトで公表

当社ウェブサイトで、配慮書の縦覧等に関する公表と同時に配慮書説明会の開催についてお知らせを掲載した。 (別紙1参照)

② 自治体のウェブサイトで公表

自治体（北海道、浜頓別町及び枝幸町）のウェブサイトで配慮書の縦覧等に関する公表と同時に配慮書説明会の開催についてお知らせを掲載した。 (別紙2参照)

③ 関係町の広報誌等に配慮書の縦覧と合わせて配慮書説明会開催のお知らせを掲載した。

(別紙3参照)

(3) 開催日時、開催場所及び来場者数

| 開催日時 | 開催場所 | 来場者数 |
|-------------------------------|--------------------------------|------|
| 令和6年3月16日(土) 14時05分～14時45分 | 枝幸町中央コミュニティセンター 1階コミュニティホール | 1名 |
| 令和6年3月17日(日) 13時00分～14時15分 | 浜頓別町交流館多目的ホール | 13名 |

3 計画段階環境配慮書についての意見の把握

当社は、条例第3条の8第1項の規定に基づき、道民から配慮書について環境保全の見地からの意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和6年3月8日（金）から4月22日（月）まで

(縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受け付けは最終日の消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、「当社への郵送による書面の提出」により受け付けた。

(別紙4参照)

(3) 意見書の提出状況

道民からの意見書の提出は5通であり、環境保全の見地からの意見は25件であった。

道民以外からの意見書の提出は1通であり、環境保全の見地からの意見は4件であった。

第2章 計画段階環境配慮書について提出された環境保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

条例第3条の8第1項の規定に基づいて当社に対して意見書の提出により述べられた道民の環境保全の見地からの意見は5通(25件)であった。また、道民以外の意見1通(4件)についても併せて整理した。

条例第3条の9の規定に基づいて取りまとめた配慮書についての意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

なお、提出された意見は、原文のまま記載した。

1 環境保全の見地からの意見(道民の意見)

(意見書1)

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----|---|---|
| 1 | <p>超低周波音、電波障害について選定から抜けている。 住宅から近すぎる。 一番不安な部分を説明されていない。 十分な知見を得られていない中で建設は許さない。</p> | <p>超低周波音については、風力発電機の存在及び供用に伴う超低周波音の発生は既存文献によると人の知覚、聴覚閾値を下回る事例が多く、健康影響について明らかな関係を示す知見は確認できていないため、計画段階配慮事項には選定しておりません。しかしながら、「配慮書第4章 4.1.2環境影響を受けるおそれがある環境要素の選定の結果」(P164)に記載しているとおり、超低周波音に対する地域住民の方々が懸念等を抱くおそれがあることから方法書以降の手続きにおいて、調査、予測及び評価を行うこととしています。影響が生じると判断される場合は、風力発電機の配置及び機種を検討する等の環境保全措置の検討を行います。</p> <p>電波障害については、計画段階配慮事項として選定しておりませんが、事業実施想定区域の周囲において、住宅が存在し、施設が存在及び施設の稼働に伴いテレビ受信等に影響を及ぼす可能性があることを認識しています。方法書以降の手続きにおいて、施設が存在及び施設の稼働に伴う電波障害に係る調査、予測及び評価を行うこととし、電波障害の影響がある場合は、共同受信設備の設置等の環境保全措置の検討を行います。</p> |

(意見書 2)

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----|--|--|
| 1 | <p>3月17日開催の説明会資料15ページで、「浜頓別町小型風力発電施設設置に係るガイドライン」を基準にして、実施区域の絞り込みをしています。</p> <p>浜頓別町のガイドラインでは住宅から500m以上となっており、この距離をベースに実施区域を決めています。結果として、500m～2km圏内に38戸の住宅があると説明されていますが、この住宅に住む方々に対し、低周波騒音による健康被害が危惧されますので、実施区域の見直しを求めます。</p> | <p>事業実施想定区域については、「配慮書第2章 2.2.2第一種事業の実施が想定される区域及びその面積 (2)事業実施想定区域の検討過程」(P9～25)に記載しているとおり、風況条件、法令等の制約を受ける場所、環境保全上配慮が必要な施設等の確認を行った上で絞り込みを行って設定しました。その際、「浜頓別町小型風力発電施設設置に係るガイドライン」で制約を受ける場所について「自然保護等から建設等が好ましくない区域」を確認し事業実施定区域の絞り込みを行いました。また、最寄りの住宅までの離隔距離についても500m以上離れていることを確認しております。騒音については、方法書以降の手続きにおいて、現地調査を実施し、選定する風力発電機機種に応じたパワーレベルを設定した上で予測を行うとともに、騒音の影響の程度を把握し、騒音による影響が生じると判断される場合は風力発電機の配置及び機種等の環境保全措置の検討を行います。</p> <p>超低周波音（超低周波音を含む）については、「配慮書第4章 4.1.2環境影響を受けるおそれがある環境要素の選定の結果」(P164)に記載しているとおり、地域住民の方々が懸念等を抱くおそれがあることから方法書以降の手続きにおいて、調査、予測及び評価の結果、影響が生じると判断される場合は風力発電機の配置及び機種等の環境保全措置の検討を行います。</p> |

(意見書 3)

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----|---|---|
| 1 | <p>□印の個所において、岡本興業株式会社の採石場がありますので、今後の採石計画がどうなっているのかを調べておくことが、必要でないかと思えます。そうとうの距離があるから良いかもしれませんが。(このことについて「説明会」の時に質問させて頂きました。)浜頓別ウインドファーム(仮称)設置計画に支障をきたしたら困るから。</p> | <p>事業実施想定区域の北東側に位置する採石場における今後の採石計画等の情報については、方法書以降の手続きにおいて、事業主との情報交換を行う予定です。</p> |

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----|--|--|
| 2 | <p>事業実施想定区域については、「斜内山道付近岩崖植物群落」の保護が必要なので、完成後、発電施設の道路についての入口について、一般の方々が入れないように頂きたい。できることであれば、全体について進入出来ないようにすべと考えます。</p> <p>総合的な評価(P42)を見ますと、今後の環境影響における現地調査を踏まえると低減を出来る可能性があるとして評価しておりますので、上記のような意見内容にしました。</p> | <p>事業実施想定区域内の既存道路は、町道であり、一般の方が利用するため通行の制限は行えませんが、発電所供用後の事業者が設置する発電設備管理用道路については安全対策として、入口付近にて事業関係者以外は立入禁止とする計画です。</p> |
| 3 | <p>浜頓別町は、「浜頓別町ゼロカーボンシティ宣言」を表明しており、令和 32 (2050) までに、二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指しております。事業実施想定区域の検討過程(2/4) (P14) によりますと、年平均風速 8.0 ~8.5m/s の個所があるので、今回の計画が確定した段階で「第2次」として水面下で計画に着手することが、必要と思料されます。</p> <p>今後、貴社として、一番大事な「風況条件の確認」(P14) の中で、7.5m/sの個所があるので、検討してはどうかと個人的に思います。(P14)</p> | <p>事業実施想定区域については、「配慮書第2章 2.2.2第一種事業の実施が想定される区域及びその面積 (2) 事業実施想定区域の検討過程」(P9~25)に記載しているとおおり、風況条件以外に法令等の制約を受ける場所、環境保全上配慮が必要な施設等の確認を行った上で絞り込みを行って設定したものです。</p> <p>上記の制約があることから、今回設定した事業実施想定区域の周辺での計画は難しいと考えていますが、今後も風況調査等を進め風力発電事業のさらなる検討を進めていきます。</p> |

(意見書 4)

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----|--|---|
| 1 | <p>■環境影響評価図書の縦覧</p> <p>・周知方法 環境影響評価図書の縦覧と意見書の募集に係る周知は、浜頓別町や枝幸町のホームページ上で掲載されていますが、依然住民の認知度は低いままです。このため、回覧やポスター掲示、チラシ配布、関係者の協力を得て、より多くの人に周知すべきです。</p> <p>・閲覧方法 貴社の環境影響評価図書はダウンロードや印刷ができません。数百ページの図書を縦覧場所、またはパソコン等で閲覧しながら意見書を作成することは、現実的な方法ではありません。縦覧期間が過ぎてしまうと環境影響評価図書と整合しながら意見書を作成することもできません。図書の内容が実際の事業実施区域の状況と齟齬がないか地域住民等が精査可能なことが、環境影響評価の信頼性を確保するうえで不可欠です。このため、縦覧期間終了後も地域の図書館などで、環境影響評価図書を常時閲覧可能にすることに加えて、随時インターネットで閲覧とダウンロード、印刷を可能にすべきです。地域住民との合意形成を図るには、環境影響評価手続きにおける透明性と公平性の確保が不可欠で、その情報を誰もが利用可能なことが重要です。</p> | <p>本事業の環境影響評価手続きは、北海道環境影響評価条例に基づいて実施しており、配慮書は、北海道知事によって、告示後、縦覧されています。</p> <p>配慮書の縦覧及び意見書の提出については、当社ウェブサイトでの公表のほか、自治体（北海道、浜頓別町及び枝幸町）のウェブサイトから当社ウェブサイトへのリンク、関係町の広報誌への掲載等により周知を行いました。</p> <p>配慮書については、第三者による切り抜き等により偏った情報が拡散されることを防止するためにダウンロード・印刷を制限しています。</p> <p>ただし、要約書については、次の手続きである方法書手続きまでダウンロード及び印刷を可能としています。</p> |

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----|---|---|
| 2 | <p>■事業地の絞り込み</p> <p>複数の候補地の中から、より環境影響が少ない地域に事業実施想定区域を絞り込むのが計画段階環境配慮書の役割です。本事業では複数案が提示されていませんので、地域住民等は環境影響の観点から実施場所を複数の候補地の中より選択したうえで適切な意見を述べる事ができません。従って、複数地域に分けた事業実施想定区域の候補地案が必要です。尚、計画にあたっては事業実施想定区域内すべての地権者に事前に相談・説明することが重要です。</p> | <p>事業実施想定区域の絞り込みに係る複数案等の設定については、「配慮書第2章 2.2.8その他の事項」(P28)に記載しているとおり、事業実施想定区域は現時点で発電機を配置する可能性のある範囲を包含するよう広めに設定しており、以降の手続きの中で環境影響の回避・低減も考慮して事業区域を絞り込んでいくような検討の進め方は、「計画段階配慮手続きに係る技術ガイド」(環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会、平成25年)において、「位置・規模の複数案からの絞り込みの過程」であると捉えることができ、「位置・規模の複数案」の一種とみなすことができるとされています。</p> <p>なお、今後もあらゆる機会を活用して地権者を含めた周辺住民の方々に積極的な情報提供を行い相互理解に努めていきます。</p> |
| 3 | <p>■森林生態系</p> <p>風力発電機設置想定範囲は植生自然度が高い森林が多くを占め、ここに風車や道路が建設されると広範囲の地域が改変され、一塊としての森林が分断され、広範囲に渡り分水嶺をまたぐ動植物の往来や分散を阻害します。一方で、建設される作業道が、外来動植物、エゾジカなどの進入路の回廊(コリドー)となり、自然植生を始めとした地上性動物の生息環境を損ねることが懸念されます。これらの生態系に影響がないよう配慮すべきです。</p> | <p>本事業では、事業実施想定区域内の既存道路の活用や最適な風力発電機設置箇所を選定することで改変面積を最小化する計画とします。</p> <p>動植物への影響については、方法書以降の手続きで、現況調査を実施し、予測及び評価を行い、動植物への影響が生じると判断される場合は環境保全措置を検討することで、動植物の往来及び分散への影響について回避又は低減を図ります。</p> |
| 4 | <p>■魚類</p> <p>事業実施想定区は漁業資源であるサケ・サクラマス生息河川の可能性があります。これらの魚類に影響がないよう配慮すべきです。</p> | <p>本事業では河川の改変は行わない計画ですが、方法書以降の手続きにおいて、魚類の生息状況の現地調査を行います。また、事業の実施による河川への影響については水の濁りが考えられますが、改変範囲等の事業計画を踏まえて、予測及び評価を行います。水の濁りへの影響が生じると判断される場合は環境保全措置を検討することで魚類への影響について回避又は低減を図ります。</p> |

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----|--|--|
| 5 | <p>■鳥類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オジロワシ、オオワシ 事業実施想定区域周辺にはオジロワシが繁殖している可能性があり、かつ、初冬及び早春には多くのオジロワシ・オオワシが渡り経路として利用していますので、これらの鳥類に影響のないよう配慮すべきです。 ・チュウヒ 事業実施想定区域の周辺ではチュウヒが生息していますので、影響のないよう配慮すべきです。 ・ガン、ハクチョウ類 事業実施想定区域はハクチョウ類が春と秋に渡り経路として利用していますので、影響がないよう配慮すべきです。 ・その他森林性鳥類 事業実施想定区域は海岸に近い林地のため、小鳥類の渡り経路になっている可能性があることから、春と秋の夜間の渡りによる影響のないよう配慮すべきです。 | <p>事業実施想定区域及びその周囲に生息する鳥類については、方法書以降の手続きにおいて、現地調査を実施し、予測及び評価を行い、鳥類の移動経路の遮断・阻害（ブレード、タワー等への接近・接触）等による生息環境へ影響が生じると判断される場合は環境保全措置を検討することで鳥類への影響について回避又は低減を図ります。</p> <p>鳥類の夜間の渡りについては、方法書以降の手続きにおいて専門家等の助言を受け、適切に調査、予測及び評価を行います。</p> |
| 6 | <p>■光害</p> <p>航空障害灯により夜行性の鳥類や昆虫・コウモリ類が誘引される可能性がありますので、環境影響評価項目に加えたうえで、影響が少なくなるよう配慮すべきです。</p> | <p>航空障害灯については、航空法第51条の規定に従い、国土交通省 航空局との協議の上、設置を検討します。</p> <p>航空障害灯の設置は、当局の指示に従いますが、灯器の種類を選定することができる場合は、夜行性の鳥類や昆虫・コウモリ類が誘引されにくい灯器を採用します。</p> |
| 7 | <p>■騒音</p> <p>事業実施想定区域から1km以内に住宅や宿泊施設があります。風力発電機の大規模化に伴い住宅等は騒音などによる健康被害が懸念されるため住宅等からの離隔を2km以上にすべきです。</p> | <p>配慮書段階では、風力発電機の設置想定範囲から離隔距離1km以内に最寄りの住宅がありますが、方法書以降の手続きにおいて、騒音の現地調査を実施し、選定する風力発電機機種に応じたパワーレベルを設定した上で予測を行うとともに、騒音の影響の程度を把握し、騒音による影響が生じると判断される場合は風力発電機の配置及び機種等を検討します。</p> |
| 8 | <p>■累積的影響</p> <p>事業実施想定区域の近隣に他の風力発電施設があるので、鳥類や景観については、これらの施設との累積的影響についても評価すべきです。</p> | <p>累積的影響が考えられる騒音、日照（風車の影）、動物（コウモリ類及び鳥類）、生態系及び景観について、周辺の風力発電事業との累積的影響を評価します。</p> |
| 9 | <p>■地域協議会の設置と情報の公開</p> <p>環境影響評価の情報を、地域の利害関係者が参加できる開かれた場で共有し、意見を述べる事が可能な協議会を定期的に開催すべきです。</p> | <p>配慮書段階において、北海道条例に基づく配慮書及び要約書の公表、縦覧の実施並びに説明会のほかに、風況調査や猛禽類調査の実施に際し、事前に浜頓別町や調査近隣地区の方々へ説明を実施するなど積極的な情報提供を行っています。</p> <p>今後も、あらゆる機会を活用して関係町や住民の方々に積極的な情報提供を行い相互理解に努めていきます。</p> |

(意見書 5)

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----|--|---|
| 1 | <p>1. 基本的な考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電施設（以下、風車という）の導入は地球温暖化対策等に果たす役割や必要性があるというのが国の見解ではあるが、私たちは貴重な自然環境や周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすような風車建設計画については、様々な問題があると考えます。加えて、現状では、本計画の対象地域地域において豊かな生態系が織りなす景観の重要性が十分に認識されておらず、また全ての動植物等の生態について明らかになっていない部分が多いと考えます。 ・このような中で、大型で大規模な風車が建設されることは、今後、永きにわたり本地域における自然環境を大きく損なう恐れがあると懸念します。 ・風力発電機の設置想定範囲中心部から、南西にかけての斜面は「土石流危険渓流」に指定されており、その下流域には住宅が点在しています。極めて危険であることから、危険回避のためにも方法書段階で風車位置を決めるべきです。 | <p>本事業は、北海道環境影響評価条例に基づき、事業特性、地域特性等を踏まえ、自然環境及び生活環境に対する影響について調査・予測・評価を行い、北海道、関係町、道民の皆さま等の意見を聴くなどして、環境に配慮した事業計画とします。</p> <p>今後、事業計画を検討するに当たって、土砂災害危険箇所について「土石流危険渓流」を含め、北海道宗谷総合振興局稚内管理部等の関係機関と十分調整を図ることとしています。また、風力発電機の配置については、環境影響評価で実施した結果を踏まえ、準備書段階において決定することとします。</p> |
| 2 | <p>2. 意見書の提出方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見書の提出について、意見書様式に従い縦覧場所に備付けの意見書箱に投函か郵送とのことであるが、メールでの受付を行うように改善すべきです。 ・インターネットによる図書の公表に当たっては、広く住民や道民からの意見を求められるよう、印刷ができるようにすることや、縦覧期間終了後も閲覧できるようにするなど、広く率直に計画内容を公表する態度が重要です。意見書の印刷及びダウンロードについては、他事業において北海道環境影響評価審議会では公開するように要望しております。 | <p>意見書の提出について、電子メールによる方法は、郵送と比べて送受信の不確実性や誤送信等が懸念されるため、当社では、意見書の受付を、より確実性の高い郵送での提出としました。</p> <p>なお、縦覧場所に意見書送付用封筒（料金後納郵便）を準備することで、意見提出者の利便性に配慮しました。</p> <p>インターネットによる配慮書の公表については、第三者による切り抜き等により偏った情報が拡散されることを防止するためにダウンロード・印刷を制限しています。ただし、要約書については、次の手続きの方法書手続きまでダウンロード及び印刷を可能としています。</p> |

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----|--|--|
| 3 | <p>3. 鳥類への影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施想定区域は、センシティブティマップによると注意喚起レベル A3 であり、重要種であるオジロワシ・オオワシの生息地です。また、オオセグロカモメ・ウミネコなどの海鳥繁殖地となっており、海ワシ類集団飛来地（ランク 1）であることから、このような重要地において事業を進めるべきではありません。 | <p>事業実施想定区域を含むメッシュは注意喚起レベルA3であり、その周辺には注意喚起レベルA1、A2のメッシュが存在していることを踏まえ、方法書以降の手続きにおいて、専門家等の助言を受け、鳥類の現地調査を実施し、予測及び評価を行い、鳥類の生息への影響が生じると判断される場合は環境保全措置を検討することで鳥類への影響について回避又は低減を図ります。</p> |
| 4 | <p>4. 植物への影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施想定区域の大部分は植生自然度 9 の自然林であることから、このような場所において、風車建設を行うべきではありません。 | <p>植生自然度については、土地の履歴、造林の実績から植生の実態を把握した上で、現地調査を行った結果、植生自然度が高いことが確認された範囲については、風力発電機の配置及び改変範囲を検討し、植生の影響について実行可能な範囲で回避又は低減を図ります。</p> <p>なお、植生自然度の高い箇所については、回避することを基本とします。</p> |
| 5 | <p>5. 災害による影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> 風力発電機の設置想定範囲中心部から、南西にかけての斜面は「土石流危険渓流」に指定されており、その下流域には住宅が点在しています。また、「崩壊土砂流出危険地区」が風車計画地内に縦走していることから、このような危険地域を計画から除外すべきです。 事業実施想定区域は、サケやマスが遡上する豊寒別川流域です。令和 6 年 3 月 15 日策定（北海道）の豊寒別川水系流域治水プロジェクトは、気候変動の影響により降雨量が増大する可能性がある豊寒別川水系の流域において、水害を軽減させるための治水対策を推進していくために、植栽・間伐などの森林整備や被害の軽減、早期復旧・復興のための対策が考えられ流域における被害の軽減を図ることを目的としていますが、森林整備を行う区域は事業実施想定区域と重複しています。このようなことから本地域における、風車計画は中止すべきと考えます。 | <p>本事業では、事業実施想定区域内の既存道路の活用や最適な風力発電機設置箇所を選定することで改変面積を最小化する計画とします。</p> <p>今後、事業計画を検討するに当たっては、土砂災害危険箇所及び崩壊土砂流出危険地区について、北海道宗谷総合振興局稚内管理部等の関係機関と十分に調整を図ることとしております。</p> <p>また、豊寒別川水系流域治水プロジェクトにおける森林整備について、北海道宗谷総合振興局等の関係機関と十分に調整を図ります。</p> |

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----|--|--|
| 6 | <p>6. 騒音および低周波音、超低周波音による影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施想定区域から 1km の範囲に住宅が 26 戸存在しており、低周波音や風車騒音による影響が出る可能性が危惧されます。北海道内の研究機関によると、2018 年石狩湾新港周辺 4 事業による累積的影響評価を行った結果、5km 以上離れている石狩市・札幌市・小樽市において多くの住民に圧迫感・振動感を感じさせ、睡眠障害の疾患も生じ得るという結果が予測されています。 また昨年、北見市常呂では風力発電 7 基の試運転が始まりましたが、12 月の北見市議会定例議会において、風車騒音の苦情が報告されています。 これらのことから、最新の知見等の情報に基づいた確実な方法により調査、予測を実施して、影響の回避を必ず行うべきです。今後もし、完成し稼働するようなことがあるならば、5km 圏内においてモニタリング調査を行い、調査結果が様々な悪影響を与えている場合は、発電事業を中止すべきです。 | <p>騒音及び超低周波音（低周波音を含む）については、方法書以降の手續きにおいて、騒音の現地調査を実施し、選定する風力発電機機種に応じたパワーレベルを設定した上で予測を行うとともに、騒音の影響の程度を把握し、騒音による影響が生じると判断される場合は風力発電機の配置及び機種等を検討します。また、環境影響評価の結果に基づいて、環境監視、事後調査を検討します。</p> |
| 7 | <p>7. 景観に対する影響評価手法について</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観は環境影響評価で垂直見込み角によって評価されていますが、これは鉄塔の評価基準ですので、風車の評価基準として利用するのは不適切です。視認可能な垂直見込み角では何本か並んで一体として見えても 1 本として判断し、水平見込み角は考慮しないという判断基準は球形に見える風車が複数並んでいることを想定しておらず、この地域の景観の価値を適切に評価することができません。風車は水平に複数が並んでいると一体のものとして見えるため、1 本 1 本の高さではなく、全体的な水平見込み角によって評価すべきです。 | <p>景観については、主要な眺望点から撮影した現況の眺望景観に発電所完成予想図を合成する方法（フォトモンタージュ法）によって、景観変化の程度について、垂直見込み角及び水平見込み角を考慮し評価します。</p> |

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----|---|--|
| 8 | <p>8. 専門家等からの意見概要について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家より意見聴取を行っていますが、氏名や所属が記載されていません。環境影響評価法に準じた公的書類であることから、個人情報の保護という認識ではなく透明性を図るためにも、方法書以降においては、氏名や所属を公表すべきです。 | <p>専門家等への聞き取り結果については、北海道環境影響評価条例 環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針で「助言を受けたときは、当該区分毎に、その内容及び対応状況、専門家等の専門分野等を記載すること。」と規定されています。また、「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する検討会報告書」(平成24年、環境省)において、「助言した専門家個人が特定された場合、多くの意見が個人に集中し対応不能となるといった事態も想定されるため、過去の判例も考慮し、これら情報によって専門家個人が特定されることのないよう配慮が必要である。」との考え方が示されており、これまでの環境影響評価法に基づく図書に反映されています。この考え方に基づいて、助言を受けた専門家個人が特定されないように配慮し、氏名及び所属の公表は控えさせていただきます。</p> <p>なお、聞き取りを行った専門家等は、事業実施想定区域及びその周囲又は道北地域における生物相に精通した方です。</p> |
| 9 | <p>9. 協議会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これらの調査結果の評価は、環境影響評価だけでなく、野鳥保護団体を含む自然保護団体、観光関係者や地元自治体などを含めた開かれた協議会の場で行うべきです。 | <p>環境影響評価手続きにおいて、事業者から専門家等への確認だけでなく、北海道環境影響評価審議会ですら事業に係る良好な環境の保全について適正な配慮がなされているか審査を受けるというプロセスを経ることにより、事業者が一方的に調査や予測・評価を行わないようになっております。</p> |
| 10 | <p>10. 以上のことから、この計画は地域住民やこの地域の自然景観や自然環境を愛する多くの人々に十分な説明を行い、住民参加・合意形成をじっくり計って進める姿勢が取られているとは言い難く、今後計画を進めるに当たってはより一層の住民参加・合意形成を計る努力を行うことが必要であり、もしその意思がないのであれば計画は撤回すべきです。</p> | <p>また、配慮書段階において、北海道条例に基づく配慮書及び要約書の公表、縦覧の実施並びに説明会のほかに、風況調査や猛禽類調査の実施に際し、事前に関係自治体や調査近隣地区の方々へ説明を実施するなど積極的な情報提供を行っています。</p> <p>今後も、あらゆる機会を活用して関係自治体や住民の方々に積極的な情報提供を行い相互理解に努めていきます。</p> |
| 11 | <p>11. 環境影響評価による影響の予測が正しいものであったかを検証するため、実際に風力発電施設を建設した場合には事後調査を実施することをその内容も含めて今後の環境影響評価図書で明記し、この事後調査により予測以上の影響評価があった際には事業を停止し、事業者の負担により完全に元の環境を復元することも明記する必要があります。</p> | <p>北海道環境影響評価条例に基づき、予測の不確実性の程度が大きい選定項目に対し、環境保全措置を講ずる場合等には、事後調査を行います。事後調査の計画は準備書に記載します。事後調査の計画には事後調査を行うこととした理由、モニタリングの項目、手法、実施主体及び実施時期並びにモニタリングの結果に応じて実施すべき環境保全措置に関する対応方針を記載します。</p> <p>なお、事後調査の計画については、北海道の審査を受け、その結果を評価書に反映させます。</p> |

2 環境保全の見地からの意見（道民以外の意見）

（意見書1）

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----|--|---|
| 1 | <p>神威岬に連なる段丘上に風車のような巨大な可動部を持つ構造物を設置することに反対します。</p> <p>■「景観」を超えるもの</p> <p>「景観」は自然を人間の視覚効果に還元して評価するものであり、自然観を極端に矮小化した尺度です。さらに、人間の視覚的効果は「視野角」という数値に還元されます。山、川、海に神を感じ、畏敬念を持って接してきた先人たちの自然観とは全く異なるものであると思います。</p> | <p>風力発電機の設置に当たっては、景観に関する現地調査を実施し、予測及び評価を行い、景観への影響が生じると判断される場合は環境保全措置を検討することで、景観への影響について回避又は低減を図ります。</p> <p>環境影響評価結果は、準備書としてまとめ、縦覧、当社ウェブサイト等での公表のほか、関係町での説明会も実施し、道民の皆さまからの意見を踏まえた事業計画とします。</p> <p>なお、本事業は、北海道環境影響評価条例に基づき、実施しており、北海道の審査を受けることとなっております。</p> |
| 2 | <p>■鳥の生息地</p> <p>事業実施想定区域の周辺には鳥の生息地が数多くあります。風車を作る気流の乱れ（後方乱流）が鳥の飛翔に与える影響は十分に研究されていないと思います。鳥が地上に降り立ったり飛び立ったりする時の姿勢はとりわけ不安定に見えます。風車を作る気流の乱れが生息地放棄の原因にならないか十分に検討してください。</p> <p>アイヌの自然観では鳥は神の化身であると聞いています。</p> | <p>鳥類への影響については、専門家等に助言を受けて調査、予測及び評価を行います。風車を作る気流の乱れによる鳥類の飛翔への影響については、現時点で有効な調査、予測及び評価の方法が確立されていないことから、今後、最新の科学的知見の収集等により情報が得られた場合には方法書以降の手続きにおいて、環境影響評価に取り入れることを検討します。</p> |
| 3 | <p>■森の保水機能</p> <p>風車の大きさから推定して、風車ヤードとアクセス道路の拡幅のために大規模な伐採が行われるものと危惧します。</p> <p>事業実施想定区域に接している豊寒別川の源流部の国有林は水源涵養保安林に指定されています。事業実施想定区域内の260m標準点と267mの標準点を結ぶ線の南側一帯と260m標準点と111m標準点を結ぶ稜線の両側斜面は保安林に指定されていませんが、樹齢80年以上の天然林であり、水源涵養の機能を果たしています。自然度9のトドマツ-ミズナラ群落のみならず、ダケカンバ群落、エゾマツ、トドマツ植林も伐採せずに残してください。これらは近年激しさを増す豪雨に対して年を追うごとに重要な機能を果たすことになると思います。</p> | <p>本事業では、事業実施想定区域内の既存道路の活用や最適な風力発電機設置箇所を選定することで改変面積を最小化し、また、樹木の伐採範囲を低減する計画とします。</p> |

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----|---|--|
| 4 | <p>■段丘崖 事業実施想定区域には海側の段丘崖が含まれます。「景観」のみならず、国土保全の面からも段丘崖上部の樹木の伐採や土地の改変は行わないでください。崩落、剥落の素因を作ることになります。</p> | <p>風力発電機の設置箇所においては、ボーリング調査等の地質調査を実施し、段丘崖の崩落、剥落が生じないように設計を行います。</p> <p>なお、今後、事業計画を検討するに当たっては、北海道宗谷総合振興局稚内管理部等の関係機関と十分に調整を図ることとしております。</p> |

当社ウェブサイトに掲載したお知らせ (1/2)

■ 令和6年3月8日(金)掲載

浜頓別ウインドファーム(仮称)設置計画
計画段階環境配慮書の公表について

当社は、2024年3月8日付で、「浜頓別ウインドファーム(仮称)設置計画に係る計画段階環境配慮書」(以下、配慮書)を北海道知事へ送付いたしました。

配慮書及び配慮書を要約した書類(以下、要約書)につきまして、北海道環境影響評価条例に基づき以下のとおり公表・縦覧いたします。また、説明会を3月16日、17日に行います。

配慮書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、当社へ「意見書」として提出することができますので、意見書の提出方法をご覧ください。

※ 配慮書は、印刷及びダウンロードはできません。(要約書除く)

インターネットによる公表

○ 配慮書

[表紙・目次](#)

[第1章 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第2章 第一種事業の目的及び内容](#)

[第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況](#)

[3.1 自然的状況](#)

[3.2 社会的状況](#)

[第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果](#)

[第5章 計画段階環境配慮書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[資料編](#)

○ 要約書

○ 閲覧期間

・2024年3月8日(金)から2024年4月22日(月)まで

縦覧

○ 縦覧場所・縦覧時間

| 縦覧場所 | 縦覧時間 |
|------------------------------|----------------------------|
| 浜頓別町役場 (町民ホール) | 8:30~17:15 (土曜、日曜、祝日除く) |
| 枝幸町役場 (町民課、歌登支所) | |
| 北海道庁 (環境生活部 環境保全局 環境政策課) | 8:45~17:30 (土曜、日曜、祝日除く) |
| 宗谷総合振興局 (保健環境部 環境生活課) | |
| その他総合振興局及び振興局※ (保健環境部 環境生活課) | |

※ 空知総合、石狩、後志総合、胆振総合、日高、渡島総合、檜山、上川総合、留萌、オホーツク総合、十勝総合、釧路総合、根室

○ 縦覧期間

・2024年3月8日(金)から2024年4月8日(月)まで
(但し、閉庁日(土曜・日曜・祝日)は除きます)

当社ウェブサイトに掲載したお知らせ (2/2)

説明会

○ 開催日時・場所

| 開催日時 | 開催場所 |
|---|--|
| 2024年3月16日(土)14:00~16:00 (13:30 開場・受付開始) | 枝幸町中央コミュニティセンター コミュニティホール (北海道枝幸郡枝幸町本町 880 番地) |
| 2024年3月17日(日)13:00~15:00 (12:30 開場・受付開始) | 浜頓別町交流館 多目的ホール (北海道枝幸郡浜頓別町中央北 21 番地 1) |

意見書の提出方法

配慮書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、2024年4月22日(月)[当日消印有効]までに当社まで郵送してください。

○ 意見の記載事項

- ①提出者の氏名及び住所
(法人その他の団体にあたってはその名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)
- ②意見書の提出の対象である配慮書の名称
- ③配慮書についての環境の保全の見地からご意見
(なお、意見は日本語により、意見の理由を含めて記載してください)

○ 提出先

- 〒810-0022 福岡県福岡市中央区薬院三丁目2番23号
九電みらいエナジー株式会社
業務推進本部 発電総括・環境部 宛

[意見書の用紙](#)

配慮書に関するお問合せ先

九電みらいエナジー株式会社 業務推進本部 発電総括・環境部
TEL 092-981-0951 (土曜、日曜及び祝日を除く、9時から17時まで)

※ 配慮書及び要約書の著作権は、事業者等が所有しています。
引用等の著作権上認められた場合を除き、無断で複製、販売、貸与、転用、他のホームページへの掲載等を行うことは、著作権法違反になる場合がありますのでご注意ください。

以 上

■ 令和6年3月8日（金）掲載

北海道ウェブサイト

HOME > 環境生活部 > 環境保全局環境政策課 > 環境影響評価 > 条88_浜頓別ウインドファーム（仮称）設置計画

条88_浜頓別ウインドファーム（仮称）設置計画

ページ内目次 事業の概要 配慮書

事業の概要

- 事業者**
九電みらいエナジー株式会社
- 事業の種類**
風力（陸上）発電所の設置の工事
- 事業の規模**
最大25,800kW
- 事業実施区域**
枝幸郡浜頓別町
- 関係地域**
枝幸郡浜頓別町、枝幸町

配慮書

- 縦覧**
- 公表日・公告日**
令和6年(2024年)3月8日
[北海道告示第10407号 \(PDF 121KB\)](#)
- 縦覧期間**
令和6年(2024年)3月8日～令和6年(2024年)4月8日
- 縦覧場所**
北海道環境生活部環境保全局環境政策課
北海道庁（総合）振興局保健環境部環境生活課
浜頓別町役場
枝幸町役場

インターネットによる公表
[事業ウェブサイト](#)

説明会

- 公表日・公告日**
令和6年(2024年)3月8日
[北海道告示第10408号 \(PDF 121KB\)](#)
- 開催日時及び場所**

| 場所 | 日時 |
|-----------------|------------------------------------|
| 枝幸町中央コミュニティセンター | 令和6年(2024年)3月16日(土) 14:00～16:00 |
| 浜頓別町交流館 | 令和6年(2024年)3月17日(日) 13:00～15:00 |

- 道民意見提出期限**
令和6年(2024年)4月22日

環境保全局環境政策課メニュー

- 注目特報
- 入札情報等
- 入札
- パブコム
- 公募
- トピックス
- 関連検索
- 関連リンク
- 政策一覧
- 行政権限
- 環境政策
- 環境教育
- 途費・普及啓発
- 環境影響評価
- 特定の開発行為
- 水道・飲用川戸
- 大気・水環境 公害防止

道庁のSNSや動画サイトの大集結!
Click Here!
www.misesal-hokkaido.jp

PAGE TOP

浜頓別町ウェブサイト (1/2)

令和6年3月8日 (金) 掲載



浜頓別町
Town of Hamatonbetsu

お問い合わせ

組織から探す

文字サイズ 大 標準

背景色 黒 白 青

検索ワード入力

検索

暮らし・子育て

健康・福祉

教育・文化

観光・イベント

産業・仕事

行政・まちづくり

防災

風力発電事業に係る縦覧・住民説明会のお知らせ

ホーム > 新着情報

九電みらいエナジー株式会社では、現在、浜頓別ウインドファーム(仮称)設置計画に関する手続きを進めております。
今回、北海道環境影響評価条例に基づき、計画段階環境配慮書とその要約書を作成したため、縦覧を行うと共に、次により住民説明会を開催します。

事業者のホームページからもご覧いただけます。

<https://www.g-mirai.co.jp/news/archives/439>

計画段階環境配慮書に関する問合せ先・意見書提出先:
九電みらいエナジー株式会社業務推進本部発電総括・環境部
〒810-0022 福岡県福岡市中央区薬院三丁目2番23号KMGビル8階
TEL 092-981-0951

縦覧・説明会に関する問合せ先:
北海道環境生活部環境保全局環境政策課環境影響審査係
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-204-5981

新着一覧

暮らし・子育て

3月分 中頓別～浜頓別間スケー…
狩猟によるエゾシカの残遺不法…
ヒグマ出没状況マップ(令和5年…
令和5年度住民税非課税世帯等…
10月1日よりデマンドバス(浜頓…

観光・イベント

はまとんべつドッグラン「ワンちゃ…

産業・仕事

浜頓別町で狩猟をするみなさまへ

行政・まちづくり

風力発電事業に係る縦覧・住民…
宗谷管内町村職員採用説明会の…
北海道町村会「食べて応援!北海…
【インボイス対応】上下水道を利…
地域おこし協力隊を募集します!

浜頓別町役場について

〒098-5792 北海道枝幸郡浜頓別町中央南1番地
TEL:01634-2-2345(代)
FAX:01634-2-4766
開庁時間:8時30分～17時15分(土日祝・年末年始休み)
法人番号:6000020015121

サイトポリシー

浜頓別町 公式 SNS







PAGETOP

© Town of Hamatonbetsu. All rights reserved.

■ 令和6年3月8日(金)掲載

風力発電事業に係る縦覧・住民説明会のお知らせ

九電みらいエナジー株式会社では、現在、浜頓別ウインドファーム(仮称)設置計画に関する手続きを進めております。

今回、北海道環境影響評価条例に基づき、計画段階環境配慮書とその要約書を作成したため、縦覧を行うとともに、浜頓別町において、次により住民説明会を開催します。

■ 事業概要

| | |
|-----------------------|---|
| 事業の名称 | 浜頓別ウインドファーム(仮称)設置計画 |
| 発電所の原動力の種類 | 風力(陸上) |
| 発電所の出力 | 総出力：25,800kW(最大) 定格出力：4,300kW程度の風力発電機を最大6基設置 |
| 事業実施想定区域の位置 | 北海道枝幸郡浜頓別町字豊寒別の丘陵地 |
| 環境影響を受ける範囲であると認められる地域 | 浜頓別町、枝幸町 |

■ 配慮書等の縦覧

- 縦覧場所 浜頓別町役場 1階 町民ホール
- 縦覧期間 令和6年3月8日(金)～4月8日(月)
- 縦覧時間 開庁日の8時30分～17時15分まで

・事業者のホームページからもご覧いただけます。

(<https://www.q-mirai.co.jp/news/archives/439>)

※ 環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、以下の意見書提出先に郵送してください。
なお、意見書の提出期限は、令和6年4月22日(月)【当日消印有効】までとなります。

■ 住民説明会

- 日 時 令和6年3月17日(日) 13時00分～(12時30分開場)
- 場 所 浜頓別町交流館 多目的ホール(浜頓別町中央北)

計画段階環境配慮書に関する問合せ先・意見書提出先

九電みらいエナジー株式会社 業務推進本部 発電総括・環境部
〒810-0022 福岡県福岡市中央区薬院三丁目2番23号 KMGビル8階
TEL 092-981-0951

縦覧・説明会に関する問合せ先

北海道 環境生活部 環境保全局 環境政策課 環境影響審査係
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-204-5981

枝幸町ウェブサイト

■ 令和6年3月4日(月)掲載


☰

枝幸町からのお知らせ

浜頓別町の風力発電設備の設置計画に伴う「近隣町村住民説明会」の開催のお知らせ

ホーム > [枝幸町からのお知らせ](#) > [お知らせ](#) > 浜頓別町の風力発電設備の設置計画に伴う「近隣町村住民説明会」の開催のお知らせ

浜頓別町の風力発電設備の設置計画に伴う「近隣町村住民説明会」の開催のお知らせ

九電みらいエナジー株式会社では、現在、浜頓別ウインドファーム(仮称)設置計画に関する手続きを進めており、枝幸町については、「関係地域」として指定されております。

今回、北海道環境影響評価条例に基づき、計画段階環境配慮書とその要約書を作成したため、関係地域における縦覧を行うとともに、関係地域となる枝幸町において、次により住民説明会を開催します。

■ 事業概要

| | |
|-----------------------|---|
| 事業の名称 | 浜頓別ウインドファーム(仮称)設置計画 |
| 発電所の原動力の種類 | 風力(陸上) |
| 発電所の出力 | 総出力：25,800kW(最大) 定格出力：4,300kW程度の風力発電機を最大6基設置 |
| 事業実施想定区域の位置 | 北海道枝幸郡浜頓別町字豊寒別の丘陵地 |
| 環境影響を受ける範囲であると認められる地域 | 浜頓別町、枝幸町 |

■ 配慮書等の縦覧

- 縦覧場所 枝幸町役場 町民課、歌登支所
- 縦覧期間 令和6年3月8日(金)～4月8日(月)
- 縦覧時間 開庁日の8時30分～17時15分まで

・事業者のホームページからもご覧いただけます。
(<https://www.q-mirai.co.jp/news/archives/439>)

※ 環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、以下の意見書提出先に郵送してください。
なお、意見書の提出期限は、令和6年4月22日(月)[当日消印有効]までとなります。

</temp/files/00001800/00001851/20240306090101.pdf> PDF (238.89 KB)

■ 住民説明会

- 日時 令和6年3月16日(土) 14時00分～(13時30分開場)
- 場所 枝幸町中央コミュニティセンター1階 コミュニティホール(枝幸町本町)

■ 計画段階環境配慮書に関する問合せ先・意見書提出先

九電みらいエナジー株式会社 業務推進本部 発電総括・環境部
〒810-0022 福岡県福岡市中央区薬院三丁目2番23号 KMGビル8階
TEL 092-981-0951

■ 縦覧・説明会に関する問合せ先

北海道 環境生活部 環境保全局 環境政策課 環境影響審査係
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-204-5981

浜頓別町広報誌「はまとんべつ」によるお知らせ

■ 令和6年3月10日号掲載（はまとんべつ 速報版 令和6年3月10日発行 第1761号）

北海道からのお知らせ

「風力発電事業」に係る 縦覧・住民説明会のお知らせ

北海道環境影響評価条例に基づき、「浜頓別ウインドファーム(仮称)設置計画 計画段階環境配慮書(以下、配慮書)」の縦覧及び住民説明会が開催されます。

環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、以下の問合せ先に郵送してください。(提出は4月22日(月) [当日消印有効]まで)

◆配慮書の縦覧

- ・場 所 役場1階 町民ホール
 - ・期 間 3月8日(金)～4月8日(月)
- ※二次元バーコードからも確認できます。



◆住民説明会

- ・日 時 3月17日(日) 午後1時～
- ・場 所 浜頓別町交流館 多目的ホール

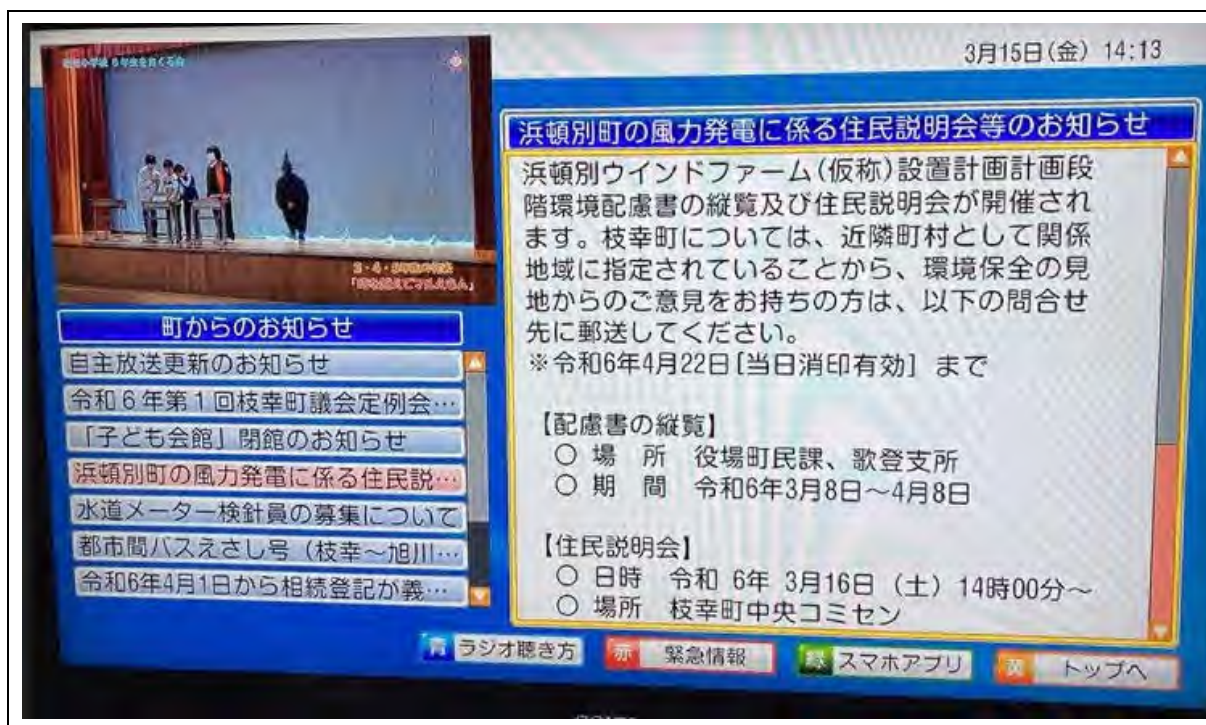


◆問合せ

〒810-0022
福岡県福岡市中央区薬院三丁目2番23号KMGビル8階
九電みらいエナジー株式会社 業務推進本部 発電総括・環境部
TEL092-981-0951

枝幸町 町民向けケーブルテレビ放映「イオスチャンネル」によるお知らせ

■ 令和6年3月8日～3月16日放映



意見書の様式

計画段階環境配慮書についての意見書

令和 年 月 日

九電みらいエナジー株式会社 宛

提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

氏名（法人名）

（代表者の氏名）

住所（所在地）

次の計画段階環境配慮書に関し、意見を提出します。

配慮書の名称

浜頓別ウインドファーム(仮称)設置計画に係る計画段階環境配慮書

意見の内容

意見の理由

注) 日本語により記載してください。

○意見書の郵送先

〒810-0022 福岡県福岡市中央区薬院三丁目2番23号 KMG ビル8階

九電みらいエナジー株式会社 業務推進本部 発電総括・環境部

○意見書の提出期限 令和6年4月22日(月) [当日消印有効]